



発行 東京都

目次

9

公 告

○包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の公表………（東京都監査委員）…一

○住民監査請求に係る監査結果の公表………（同）…三

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、東京都包括外部監査人佐久間清光が実施した平成28年度の包括外部監査、久保直生が実施した平成29年度の包括外部監査及び平成30年度の包括外部監査のそれぞれの結果に基づき講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

令和3年3月19日

- 東京都監査委員 山 内 晃
- 東京都監査委員 早 坂 義 弘
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
- 東京都監査委員 松 本 正 一 郎

平成28年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 指 件	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
			既通知済	今回通知		
建設局の事業に関する事務の執行について	建設局	101	85	7	9	0

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-8 (162)	道路管理に係る中長期計画の策定とPDCAサイクルの必要性について	道路管理のうち路面補修については、建設局全体として、管内図などの現況情報と、3年に1度の調査により得られる路面性状調査等によるデータベース等の調査結果と合せて総合的に判断することで効率的な路面補修を実施しており、一定の評価ができる。 しかしながら、例えば、防災対策事業など最優先すべき事業に傾斜した予算配分を実施する必要性が生じた際に、中長期的な建設局全体の戦略との調整がないと、同一路線であっても補修頻度が異なるなど、都全体の見地から予防保全型公共サービスの提供を実現できない可能性がある。 これまでの管理手法や予算編成などにより局全体の調整を行うことは有効ではあるが、中長期的な意思決定や事業戦略の立案に当たっては、中長期的方針と目標を明確にする必要がある。 したがって、建設局は、これまでの管理手法に加え、様々な視点を取り入れながら、道路管理に係る新たな中長期計画を策定しPDCAサイクルを講じるよう取り組むとともに、新たな取組方針やその結果を示すなどとして、都民に対する説明責任を果たされたい。	路面補修事業における中長期計画策定に必要な予算所の選定については、以下の理由により、予定箇所の優先度が頻繁に変わるが多く、実行性の高い計画を構築することは困難な状況である。 ・気象条件、周辺開発、道路整備による交通量及び車両種別等の変動に伴い、舗装の劣化の進行が変わること ・道路利用者や沿道住民等の健康・要望に対応する必要があること ・道路には多くのインフラが埋設されており、各管理者が維持・補修等の工事を実施しているが、道路の掘り返しを防ぐため、それらの工事と路面補修工事の実施時期等の調整を行う必要があること そこで、令和元年に新たに策定した点検要領において、交通量等の道路の特性に応じた点検頻度や点検手法を定め、点検により得られた健全性の診断結果等を踏まえた路面補修までの流れを記載した。 令和2年12月に、令和元年度に実施した新点検要領に基づく調査の結果を公表した。	改善済
意見	3-13 (187)	公園に関する中長期計画の進捗管理の必要性について	建設局は、公園に関する中長期計画として、「パークマネジメントマスタープラン」を平成18年度に策定し、指定管理者選定時期に合わせて平成28年度に改定している。 当初のプランでは、指標の具体的内容と目標値が定められておらず、PDCAサイクルの定量的評価に基づく施策の進捗は行われていなかったが、改定後のプランでは、プロジェクトごとの指標と達成年度及び目標を定めている。 中長期計画の適時適切な評価と施策の見直しを行うために、建設局は、適切なPDCAサイクルによるマネジメントを実施されたい。 また、このようなマネジメントについて、都税を負担する都民に対して、適時に分かりやすく説明し、その財源負担についての理解を得ることとされたい。	平成29年度はパークマネジメントマスタープランで定めた目標値を使用し、評価の指標、評価方法を策定した。平成30年度は、その指標、評価方法を用いて公開別に評価を実施した。令和元年度に評価を確定し、プロジェクトごとの達成状況(中間報告)を都民に分かりやすい形で公表した。今後は、策定から10年が経過した令和6年度に最終評価を実施し、結果を公表する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-2 (200)	建設局と監理団体の事業別連結財務情報等の必要性について	建設局が遂行する事業の一部は、都の監理団体である道路整備保全公社、動物園協会及び公園協会が担っている。つまり、都の建設行政は、建設局と3監理団体とが一体となって事業運営する仕組みが構築されている。 しかし、現行制度上では建設局の財務諸表では、例えば「指定管理料」が行政コストとして計上されるものの、事業別に区分せず計上されているため、どの事業に対してどの程度の金額がどのような費用から発生したのかなど、その内容が不明である。 また、監理団体については、指定管理者として都の資産を直接的に管理運営する場合でも、その財務諸表には、都の固定資産情報が未掲載である。そのため、建設局と監理団体がそれぞれ財務諸表を作成しており、局と監理団体が一体となって実施している事業であっても、どの程度の資産規模をもってどのような事業運営がなされているのかを総合的に把握することができず、したがって、各施設の効率的・効果的な運用管理が行われているかの判断ができない。 さらに、人員数に関する情報も財務情報と同様、どの程度の人員規模をもって事業運営がなされているのか把握できない。 建設局は、建設行政に関する財源を負担する都民の視点から、局の事業別財務等情報と、3監理団体の事業別財務等情報とを結合(連結)した、いわゆる連結(結合)情報について東京都会計基準等、各制度会計との整合性を図ったうえで作成及び開示する体制を構築されたい。	総務省から示されている統一した基準を踏まえ、平成29年度決算において、政策連携団体を含めた財務情報を用いて事業別の連結財務等情報を作成し、令和2年3月に公表した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-9 (397)	板橋四ツ又駐車場の今後の在り方について	<p>板橋四ツ又駐車場は、その車室の大部分が定期制利用に供されており、さらにその約半分が車庫として使用されている。</p> <p>板橋四ツ又駐車場はこれまで漏水が多く発生している。これにより駐車場施設自体や利用者の車両等に悪影響を及ぼす懸念など施設のハード面での不安要素を抱え、漏水による車室の閉鎖に伴う漏水対応コストや、漏水による老朽化のコスト増加も懸念される。</p> <p>建設局は、板橋四ツ又駐車場の利用実態や、近隣地域の駐車場供給状況に対して都が果たすべき役割を適切に分析・検証するとともに、高時漏水が発生している施設の状態を踏まえ、規模の縮小・廃止、P+1等を含め都営駐車場としてのあり方を都庁整備局と協議して検討することとされた。</p>	<p>平成30年度に実施した躯体の健全度調査及び設備の劣化状況調査の結果、漏水による影響ではないが、設備の老朽化が進行していることが判明した。また、令和元年度に、板橋四ツ又駐車場の利用実態や近隣地域の駐車場供給状況の分析を行い、都営駐車場の役割である路上駐車対策に寄与する施設として、その必要性を明確化した。</p> <p>こうしたことを踏まえ、関係部署と調整の上、令和2年3月に「板橋四ツ又駐車場の在り方に関する検討」報告書を取りまとめ、建設局ホームページに公表した。報告書では、規模の縮小についても検討した結果、地域の駐車需要を踏まないだけでなく、管理費の抑制効果も小さいとした。その上で、今後の改修を視野に、現行の指定管理者制度とP+1との比較を行い、行政目的の達成と安定的・効率的な維持更新が可能な現行制度の継続が妥当としている。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-10 (401)	都営駐車場「中規模修繕経費枠」の見直しについて	<p>駐車場施設の経常的な維持管理に必要な「中規模修繕」については、指定管理者制度導入1期目（平成18～22年度）では最終的に都が負担していたが、2期目以降では「中規模修繕経費枠」（八重洲駐車場等駐車場は各年度50,000千円、板橋四ツ又駐車場は各年度3,000千円）が設けられ、指定管理者が負担することとなった。しかしながら、この仕組みには、2つの問題が存在する。</p> <p>1つ目は、指定管理者募集時とその後の契約時の取扱いに不一致がある。すなわち、募集時には、「中規模修繕」と「駐車場営業に伴う修繕（駐車場営業に係る管理棟等の改修やサイン表示の工事等）」を明確に区別し、後者については、中規模修繕経費枠と別の支出項目に計上し実施するとされている。</p> <p>それにもかかわらず、選定後には「駐車場営業に伴う修繕」については、「都の帰属とするものについては指定管理者・都の協議の上、中規模修繕として取り扱うことができる」と扱いが変わっている。実際、駐車場営業に伴う修繕（給油システム改修工事等）が中規模修繕として取り扱われている。</p> <p>2つ目は、原則は「中規模修繕経費枠」を超過した修繕実績部分は都が負担しないこととして、駐車場営業に伴う修繕は都と協議の上で中規模修繕として取り扱える仕組みとなっている。この仕組みの導入後、実際の中規模修繕経費は導入前の実績の8割程度となっており、施設維持のために必要な意味での「中規模修繕」の実施より、日らの売上増加に直結するような駐車場営業に伴う修繕を優先して行うインセンティブがより強く働く仕組みとなっている。</p> <p>したがって、建設局は、「中規模修繕経費枠」について指定管理者募集時と選定後の取扱いを整合させるとともに、選定後は、駐車場施設の維持に本来必要な中規模修繕が確実に実施されるよう、設備等の有効性等の観点から、都営駐車場「中規模修繕経費枠」の仕組みを見直されたい。</p>	<p>指定管理者の選定要項と基本協定における「中規模修繕経費枠」の取扱いの差異については、指定管理期間が5年であることから、令和2年度に修正した選定要項に基づき、令和3年度からの次期指定管理者を選定した。令和3年3月に次期指定管理者と締結する基本協定も修正し、指定管理者選定時と選定後の取扱いを整合させる。なお、駐車場内の位置をサイン表示の工事や、満空情報システムについては、施設を維持していく上で必要なものであるため、中規模修繕として取り扱う。</p> <p>また、新たな指定管理期間が始まるまでの間も、年度ごとの事業計画において指定管理者と協議し、施設維持のために必要な本来の意味での中規模修繕のみ「中規模修繕経費枠」で処理することで適正に運用している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-12 (408)	高架下駐車場の 公募方法の見直しについて	<p>都道の高架下駐車場については従来、道路整備保全会社のみが占用許可を受けて運営を行ってきたが、占用許可基準の改定に伴い一定の条件を満たした民間事業者も占用許可を受けられるようになった。</p> <p>建設局では、平成22年度から民間事業者からの占用希望の機会と公平性を担保する新たな仕組として、都道高架下駐車場に関する占用許可情報を局ホームページに掲載し、公募により次期3年間の占用予定者の決定を行っている。</p> <p>しかし第1回の平成23年度、第2回の平成28年度、いずれにおいても応募者は同一の1社にとどまっている。応募者が1社にとどまっている一因として、地理的に離れた対象駐車場12場または9場を1グループとして、1社に対して占用許可を行う公募方法が挙げられる。</p> <p>高架下駐車場について、用途を限定しつつ幅広い事業者を参入させることで運用形態の多様化を図っていることから、建設局は、有効性・効率性の観点から、民間事業者への占用の公募について、対象駐車場のグルーピングを含む公募の方法の見直しをされたい。</p>	<p>都道高架下の空間に係る道路占用許可に当たっては、道路占用の趣旨に則り、公園や防災倉庫等の公共的施設を優先し、次いで違法駐車対策を目的とした、駐車場の設置を許可している。</p> <p>この基本的考えに立脚し、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場等の違法駐車対策への寄与度が高い施策を展開している駐車場は、許可を会社に留保しているが、これら以外の駐車場については、民間開放に向け、令和2年度に令和3年度事業開始分の公募を実施した。</p> <p>また、令和3年度事業開始分の民間事業者への公募方針に向け、違法駐車対策への寄与度等を考慮して民間参入に適した駐車場の選定を行い、公募対象駐車場数を前回の9場から14場を増やした。</p> <p>事前に、民間事業者とのヒアリングを実施し、地域・駐車台数・駐車場数を踏まえ、公募対象駐車場を3グループに分け、より事業者が応募しやすい環境となるよう見直しを行った。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-13 (414)	高架下駐車場の 民間開放について	<p>道路整備保全会社の高架下駐車場については、道路管理上に変遷のない範囲で、道路法第32条に基づき道路占用許可を受けて運営している。</p> <p>また、高架下の占用の和手先を道路整備保全会社とする理由は、30分未満無料化や荷捌き駐車場といった公益性の高い施策を実施している点を挙げているが、これらは今後、民間での実施が期待される、もしくは既に民間でも実施しているものであり、民間を排除する理由には当たらない。</p> <p>さらに、会社が駐車場の運営を行うことで、その利益を広く都民に還元することができるとしているが、他の自治体で実施しているように占有者を公募することで、従来以上の金額を受領することが可能となり、その一部を必要な公益事業の実施に充てることで、より広く都民へ還元することが可能になる。</p> <p>建設局は、まずは現状の高架下駐車場の近隣の駐車場需給状況等からその適正配置を見直す必要がある。その後、必要だと判断した高架下駐車場については、改めて会社がその運営を行う意義を検討し、民間開放を検討されたい。</p>	<p>都道高架下の空間に係る道路占用許可に当たっては、道路占用の趣旨に則り、公園や防災倉庫等の公共的施設を優先し、次いで違法駐車対策を目的とした、駐車場の設置を許可している。</p> <p>この基本的考えに立脚し、設置した駐車場について、近隣の駐車場需給状況等から必要性を確認の上、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場等の違法駐車対策への寄与度が高い施策を展開している駐車場は、許可を会社に留保し、それ以外の駐車場については、令和2年度に令和3年度事業開始分の公募を実施し、民間開放していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度 会社とのヒアリングを実施し、周辺駐車場の利用状況、近隣の渋滞状況、違法路上駐車台数、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場の利用状況等の把握を行った。 ・平成30年度 会社の意見や維持管理上の問題等も踏まえ、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場の違法駐車対策への寄与度が高い施策を展開していない駐車場を抽出し、民間参入に適した駐車場の有無について判断した。その結果、都道高架下を占用して運営している103場のうち12場を民間参入に適した駐車場とした。 ・令和元年度 会社とのヒアリングを実施し、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場の利用状況等を踏まえて、平成30年度に選定した12場に、令和元年度に営業を再開した駐車場3場を加え、全15場を新たな民間開放の候補とした。これに、現在民間開放中の9場を加えた計24場の駐車場を公募対象駐車場の候補として選定した。 ・令和2年度 令和元年度に候補とした24場の駐車場について、次期占用期間中に高架道路の改修予定のある駐車場を除外し、14場を令和3年度事業開始分の公募対象駐車場とした。 <p>民間事業者と公募方法についてヒアリングを実施し、地域・駐車台数・駐車場数を踏まえて3つのグループに分けて行うこととし、取扱い方針を決定した。</p> <p>今後も、公募を行う際には、近隣の駐車場需給状況等から適正配置や必要性を検証した上で、民間開放を検討していく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
			既通知済	今回通知		
環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	環境局	58	51	3	4	0

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-9 (110)	ロードマップの進め方について	<p>環境局が設定したFCV普及や水素ステーション整備の平成37年目標、平成42年目標は、将来的に期待されるCO2フリー水素供給拡大に向けた水素需要増大を目指すための目標と考えられるが、平成32年目標と比較すると意欲的な目標となっている。</p> <p>補助事業が終了する平成33年度以降は、補助事業の継続等は未定となっているが、意欲的な目標を達成するためには、目標達成に向けた課題検討を通じて事業の進め方を検討していくことも必要になる場合もある。</p> <p>環境局は、平成33年度以降も水素社会実現に向けた取組を継続するに当たり、ロードマップの進捗に合わせた目標達成に向けて、目標と実績の比較、乖離状況の分析や課題検討など実施し、施策の検討、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われた。</p>	<p>2020年目標の達成に向け、FCV・FCバスの導入促進、水素ステーションの整備などにおいて、メーカーや業界の動向等を把握するとともに、事業者とも連携し、取組を推進した。具体的には、FCVメーカーに対し、動向等に関するヒアリングを定期的に行った。FCバスメーカーに対し、ヒアリングによりメーカー動向の把握に努め、ユーザーからの情報も活用し課題分析や施策検討を行った。</p> <p>水素ステーション事業者へのヒアリングを頻繁に行い、課題分析や施策検討を行った。また、四が策定した「水素基本戦略」や「水素・燃料電池ロードマップ」等に掲げられた取組の進捗や業界動向等を把握した。</p> <p>ロードマップで定めた2020年目標達成状況について、これまでの取組の結果の評価・課題分析を行った。具体的には、水素ステーションの整備、車両の導入、家庭用燃料電池の普及等、水素の初期需要を喚起する一定の成果をあげることができたが、一方で、水素ステーションの偏在や経営自立化の見通し、燃料電池自動車の車種展開や業務・産業用燃料電池の価格など、解決すべき課題もまだ多いのが現状である。このため、今後の水素施策の方向性を整理し、必要な見直しを図り、事業の再構築等を行った。</p> <p>今後は、将来の再生可能エネルギーの大量導入時に、水素がその調整力として機能することを見据え、FCV、FCバス、水素ステーション等の需要創出の取組改善とともに、再エネ由来水素供給の取組強化（実証事業等）などを行っていく。</p> <p>これらの取組を通じ、これまでの2025年目標及び2030年目標に加えて、都が令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において掲げた、2050年までに「ゼロエミッション東京」の実現というゴールと今後10年間の取組が極めて重要であるとして定めた2030年目標の達成に向けて、これまでの歩みを止めることなく、水素エネルギーの普及拡大に向けた取組を加速させていく。</p> <p>なお、こうした取組についての必要な財源として環境公社が預かる基金については、執行状況を踏まえ、新たに預ける分について適正な規模に精査し必要な整理を行った。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-20 (144)	自然公園の利用者数の把握について	自然公園の利用者数については、推計と実態が乖離している可能性がある。カウントすべき利用者数を再定義した上で、自然公園や各種施設の状況の変化を勘案できるような推計方法を見直すなどして、実態を反映した利用者数の把握に努められたい。	平成29年度は、自然公園について把握すべき利用者数の再定義を行い、カウント方法の整理を行った。また、平成30年度は、利用者数の定義とカウント方法について、国内外の事例や文献調査等を行い、自然公園の把握すべき利用者数とその調査手法の検討を行った。 令和元年度は、平成31年4月に契約した調査委託の中で、現地での利用状況調査(春季、秋季の2回が基本)を実施した(実施場所:高尾山、御岳山、三頭山、鷹ノ巣山、大岳山頂、日原、川苔山頂、払沢滝、林の嶺、浅間嶺山頂等の各エリア)。 令和2年度における令和元年度利用者数の推計においては、上記の検討や調査結果を踏まえ、カウントすべき利用者数について、施設の特性に応じて、ビジターセンターの入館者数や自然公園の入館者数等と定義付けることとした。 また、自然公園利用者数の推計方法について、これまで「前年公園利用者数」にビジターセンターの利用者数の前年からの傾向を乗じて算出していたが、今後は「前年公園利用者数」を「令和元年度の利用状況調査で把握した利用者数」へと変更するなどし、より実態を反映した利用者数の把握に努めることとしている。 令和3年度以降も、令和元年度に把握した利用者数を基準に推計する。	改善済
意見	1-31 (230)	緊急起工による工事案件について	平成28年度の環境局所管の契約案件の中で、緊急起工に基づいて発注された工事案件が1件存在した。環境局に蓄積されたノウハウが少なかったことは理解できるが、委託事業者によるメンテナンスの際に、様々な異変が発生していた可能性があることからすると、これらの異変に対する情報共有の仕方に改善・工夫の余地があったと言える。 環境局は、同様のケースによって緊急起工による工事発注が起らないよう施設管理者として必要なノウハウ等を集約するとともに、汚物ろ過システムの停止を未然に防止できるよう適切な施設維持管理の体制を構築することとされたい。	汚物ろ過システムの維持管理は、引き続き管理ノウハウの蓄積・共有化に努めている。 現在稼働している汚物ろ過システムについて、現時点のノウハウを基に「牡蠣殻ろ過システム便所異常時等対応マニュアル」を作成し、順次新たな情報を得た段階で更新していく予定である。また、メンテナンスの際に使用するためのチェックリストを作成し、令和2年度より運用を開始した。	改善済

平成30年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について	福祉保健局	60	36	24	0
公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について	公益財団法人東京都福祉保健財団、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	27	22	5	0
合計		87	58	29	0

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	11 (70)	保育士試験合格者の就職フォローについて	<p>保育士試験合格者に対しては有効な就職フォロー体制ができておらず、4割超の合格者が潜在保育士になっている現状がある。都はパンフレットの配布で周知を図っているが、区市町村によって実施状況が異なる制度については、直接的に試験合格者の利益につながるような制度であっても試験会場での情報提供は行っていない。保育士試験会場での周知活動は、ターゲットとなる受験生に確実にアプローチできる有効な方法であると考えられるため、保育士試験合格者に対してよりアピールになるようなアプローチ内容を検討し、都の取組の更なる周知を図られたい。</p>	<p>令和元年度から保育士試験（実技試験）会場において、これまで配布している資料に④及び⑤を新たに追加し、下記の資料を受験者に配布している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保育士就職支援セミナー開催案内チラシ ②保育人材・保育所支援センター事業案内チラシ ③ハローワークの事業案内チラシ ④潜在保育士向けガイドブック「おかえり保育士」 ⑤ポータルサイト「東京都福祉人材バンクシステムふくむすび」（区市町村を実施主体とする補助事業についても掲載）案内チラシ <p>【保育士試験（実技試験）受験者数】</p> <p>〔令和元年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期（6月30日）1,283人 ・後期（12月8日）3,160人 <p>〔令和2年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期（6月28日）342人（※） ・後期（12月13日）2,094人 <p>※前期筆記試験の中止により、筆記試験合格者数が減少</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	12 (73)	潜在保育士の実態把握及び就職支援の拡人について	<p>都には、なお一府都内の潜在保育士の実態把握に努め、都が実施する潜在保育士対象の事業の周知徹底を図られたい。</p> <p>福祉保健局には、民間事業者とも積極的に協力・連携を図り、都制度の効果的な広報活動を進めることにより、保育人材の更なる確保に努められたい。</p>	<p>平成30年度に実施した保育士実態調査により新たに把握した潜在保育士を対象に、都が実施している潜在保育士向け事業の周知を実施している。平成31年3月には、本調査回答者のうち、都施策等の情報提供を希望された方に対し、潜在保育士向け施策をまとめた復職支援ガイドブック「おかえり保育士」（平成30年12月作成）の発送を行った。</p> <p>令和元年度は「おかえり保育士」を以下に配布したほか、ウェブ広告及び無料求人情報誌への広告掲載を行った。</p> <p>令和2年度も引き続き、無料求人情報誌への広告掲載を行った。また、「おかえり保育士」の配布を行うとともに民間事業者と連携し、女性誌ウェブサイトによる広報活動を実施した。今後は民間事業者と積極的な協力・連携を図り、都が実施する潜在保育士対象の事業の周知を行っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「おかえり保育士」配布先 <ul style="list-style-type: none"> (1)区市町村×40部 2,480部 (2)H30保育士実態調査回答者の一部等 4,000部 (3)保育士就職支援研修・就職相談会 600部 (4)就職支援セミナー 400部 (5)保育事業者向け経営管理研修 300部 (6)お仕事を応援フェスタ 600部 (7)東京都福祉人材センター、ハローワーク 1,500部 2 ウェブ広告の掲載 <ul style="list-style-type: none"> 特定の読者層（女性層）に普及啓発を図るため、主婦向け電子チラシサービスに広告（バナー）を掲載した。 3 求人情報誌への広告掲載 <ul style="list-style-type: none"> 広く一般層に普及啓発を図るため、無料求人情報誌に広告を掲載した。 	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-3(78)	東京都保育士等キャリアアップ補助金受領要件の再検討について	福祉保健局は、特定の保育事業者が補助を受けたくても受けられないという状況にならないよう、一定の場合には補助要件を緩和することも念頭に、補助要件を再度検討されたい。 また、国制度の要件を満たしていない家庭的保育事業者に対しては、各自自治体でキャリアアップの仕組みの構築を支援するなど、補助金を望む事業者ができる限り交付を受けられるよう、各自自治体の協力を仰がれたい。	保育士等キャリアアップ補助金は、キャリアパス要件を満たすこと、福祉サービス第三者評価を受審し結果を公表すること、財務情報等の公表様式やモデル賃金等をホームページに公表すること、非常勤職員(保育従事職員)の賃金改善を行うことを補助要件としており、キャリアパス要件を満たさない場合は補助金を交付せず、その他の要件を満たさない場合は、補助金額を半額に減額とすることとしている。なお、財務情報等の公表様式については、個人情報保護の観点から、職員が2名以下の場合は、簡易な様式(人件費支出等の内訳がない様式)での公表で可としている。 補助要件の緩和の可否を検討するため、家庭的保育事業者の補助が進まない原因について、令和元年6月、区市町村に調査を実施したところ、「キャリアパス要件を満たすことが困難」との回答が最も多く、次いで「財務情報等のホームページ公表が困難」との回答が多かった。また、家庭的保育事業者の申請状況等を確認したところ、約3割(12)の自治体が「申請がない」等の回答で、うち10自治体が、その理由として、「キャリアパス要件」を原因に挙げていた。ただ、キャリアパス要件は、補助金の事業目的を達成するために不可欠な要件であること、また、財務情報等の公表については、職員が2名以下の場合は簡易な様式で可であることが十分に認識されていない可能性があることから、補助要件の緩和は実施しないこととし、家庭的保育事業者への補助を拡大するため、区市町村へ以下の働きかけを行った。 (1) 保育事務説明会(令和元年6月27日) 家庭的保育事業等について、補助金の積極的な活用を依頼するとともに、必要に応じて、国のキャリアパス要件の充足に向けた支援を行うよう働きかけを行った。(令和元年6月4日の交付申請の依頼時にも補助金の積極的な活用を依頼した。) (2) 変更交付申請依頼時の働きかけ(令和元年11月5日) 調査結果を踏まえ、改めて、家庭的保育事業について、処遇改善に係る取組を推進すること、対象事業者へ補助申請について案内をすること、補助事業の積極的な活用を促すこと、について依頼した。また、財務情報等の公表について、職員が2名以下の場合は、簡易な様式(人件費支出等の内訳がない様式)によるため、個人の給与収入等が公表される懸念がないことについて、事業者へ周知するよう依頼した。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-4(80)	先行事例に関する他自治体との意見交換について	都は地域限定保育士試験を実施していないが、制度創設当初は導入の可否を検討した上で導入を見送った事実があった。 しかしながら、福祉保健局によると、その後は地域限定保育士試験を導入した自治体に、導入の効果や課題の状況についてヒアリング等を実施した実績はないとのことであった。 先行自治体へのヒアリングは、制度創設当初明らかではなかった制度導入後の具体的な実態を知ることができるため、都での採用の如何を問わず、実際の効果を吟味する価値はある。 福祉保健局には、本事例に限らず、都の直面する各課題において先進的な取組を行う自治体があれば、都への導入も視野に入れ、積極的に他自治体と意見交換を実施されたい。	地域限定保育士試験を実施している神奈川県及び大阪府に、実施状況、狙っている効果、課題等を令和2年8月20日及び21日にヒアリングした。 また、大都市民生主管局長会議にて、潜在保育士確保の取組について報告していた神戸市に、具体的な実施手法や効果について、令和2年7月6日にヒアリングし、都への導入実施についても検討した。 今後も、必要に応じて全国会議等で紹介された先進事例について、情報収集及び意見交換を継続していく。	改善済
意見	1-5(86)	認可外保育施設の把握状況について	都が認可外保育施設を網羅的に把握しなければ、本来対象とするべき施設に対し指導監督が実施されないこととなり、子供の安全や健康が守られない施設環境が放置されることにもなりかねない。 例えば、消防訓練等の際に届出が漏れていることが発覚し、随時的に福祉保健局へ問い合わせが来るような体制ではなく、届出の有無の確認を通常業務に組み込んでもらえるよう関連部局に依頼するなど、福祉保健局には、より効果的効率的に認可外保育施設を把握するため、関連部局との連携体制の構築・強化を図られたい。	認可外保育施設の把握については、令和元年6月の区市町村説明会及び同年7月の保健所各種会議において各関連部局に対し情報提供の依頼を行った。 また、東京消防庁に対しても、定期的に情報提供をするよう、令和元年7月10日付文書により協力を依頼した。 令和2年度以降も引き続き実施する。(区市町村保育主管課に対しては、令和2年7月3日に情報提供を依頼済み)	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	1-1 (87)	認可外保育施設の運営状況等必要な事項についての報告について	都内の認可外保育施設の設置者・管理者に対し、少なくとも毎年度1回以上、都に運営状況等を報告することを求めているが、実際には未提出となっている施設もあり、全施設についての報告徴収を実施できていない。 福祉保健局には、確実に全ての認可外保育施設から運営状況報告を徴収できるよう努め、口頭での督促にも応じない施設に対しては、文書での督促も実施されたい。	運営状況報告の提出のない施設に対しては、口頭での督促に加え、令和2年7月に文書（事務連絡）による督促を行った。 今後は、口頭及び文書（事務連絡）での督促を行い、督促に応じない施設に対しては、公印付の文書による督促も行う。	改善中
意見	1-6 (90)	認可外保育施設に対する立入調査の実施状況について	認可外保育施設に対しては、原則として毎年度1回以上、立入調査を行うこととしているが、都内には認可外保育施設が多数設置されており、立入調査を全ての認可外保育施設に対し年1回実施することは実質的に困難である。 保育施設での重大な事故は、児童の睡眠中に多く発生している。このような危険性を踏まえ、少なくとも宿泊や夜間の保育が行われるベビーホテルについては、立入調査によって安全性を年1回確認し、確保することとしている指針の趣旨を踏まえ、福祉保健局には、少なくともベビーホテルに対しては、年1回の立入調査を実施するよう努められたい。	認可外保育施設（ベビーホテルを含む）を訪問する巡回指導を実施し、都内全ての認可外保育施設の運営状況を把握の上、立入調査の対象選定につなげている。巡回指導の平成30年度の実績は1,329施設（実施率：113.5%）、令和元年度の実績は1,302施設（実施率100.2%）となっている。 認可外保育施設の立入調査においては、対象施設の選定に当たり、巡回指導により重大な問題が認められた施設、新規に開設された施設、苦情・苦発が寄せられた施設等を優先して行った。立入調査の実施件数を増やすため、令和元年度に年間スケジュールの大幅な見直しを行った。平成29年度の立入調査の実績は211施設（実施率：19.4%）、平成30年度は225施設（実施率：19.0%）であったところ、令和元年度は299施設（実施率：22.3%）と、立入調査実施件数及び立入調査実施率の増加を図っている。 今後とも、立入調査と巡回指導との連携により、ベビーホテルへの指導監督を機動的に実施し、施設の適正な運営を確保していく。	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-7 (95)	立入調査後の指導監督について	立入調査の結果、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合は、文書指摘により認可外保育施設への改善指導が行われる。 改善指導を行っても改善されない場合や改善の見通しがない場合は、福祉保健局は施設設置者に対し、要綱第10条に基づく改善勧告を行う。また、さらに一定の場合には、第11条に基づく事業の停止・施設の閉鎖命令を行うことができる。しかしながら、平成29年度に、都が改善勧告を行った施設は2施設にとどまっている。 改善勧告に至らないケースであっても、指摘項目が長期間改善されないままとなっている保育施設が運営を続けるならば、預けられた児童に危険が及ぶリスクは高くなる。保育施設が、日々児童の命を預かる施設であることを考えれば、保育の質の確保は最重要課題である。 福祉保健局には、これまで通り引き続き粘り強い指導監督を行われたい。一方で、保育施設に預けられた児童の利益を最優先に考え、繰り返しの指導によっても指摘箇所の改善が達成されない施設に対しては、要綱第10条に基づく改善勧告を行うなど、より強い姿勢で指導監督を行うよう努められたい。	認可外保育施設への立入調査の結果、指導監督基準を満たしていない場合は、文書指摘による改善指導を行い、改善状況報告が未提出の施設や、改善状況が未改善の施設に対しては、巡回指導でも改善指導するとともに、改善状況を鑑みた上で、再度立入調査を実施し、改善指導を行っている。 また、改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しがない場合は、改善勧告や、区市町村と連携し児童の処遇を確保した上で、事業停止命令・施設閉鎖命令を行うなど、厳正に対応している。 認可外保育施設への改善勧告の実績として、平成29年度は2施設であったところ、平成30年度には、夜間の一人勤務が常態化し、改善の見通しがない施設などに対して改善勧告を実施し、13施設の実績（うち3施設は改善が図られなかったため、法令に基づき、改善勧告の内容及び改善の状況について公表）、令和元年度は6施設の実績となっている。 令和2年度以降も引き続き、改善指導を行っても改善されない又は改善の見通しがない施設に対しては、改善勧告を含め厳正に対応していく。	改善中
意見	1-8 (98)	認可外保育施設に対する立入調査結果一覧へのアクセス促進について	福祉保健局には、都が認可外保育施設の立入調査を実施していること、調査結果が安全な保育施設選択に有用な情報として公開されていることを一般国民に周知されたい。また、立入調査結果一覧へのリンクを色や文字のサイズ等に变化を付けて視覚的に強調するなど、保育施設利用者が注意を向けるようなサイトデザインに努められたい。	令和2年8月、立入調査結果一覧へのリンクを視覚的に強調するサイトデザインに変更した。また、保護者が保育施設を選択する際に活用しやすいように、認可外保育施設名簿一覧の各施設の行に立入調査結果のリンクを掲載した。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-9(99)	育児休業延長目的による保育所利用申請について	<p>実際は子供を保育所に入所させる意思がなく、当初から育児休業給付金の取得を目的とした保育所利用の申請により、その者が当選し、本町に保育所に預けたい人が落選するという状況が生じている。</p> <p>育児休業の取得及び育児休業給付金の受給のために着通知を入手することを目的として、人気の高い保育所に入所申請をしている状況が、少なからずあると考えられる。</p> <p>入所調整を担う区市町村における申請者の実態把握の状況はまちまちであり、福祉保健局においても、現在のところ、落選組の保育所利用の申請の状況については、十分な把握は困難であるが、もし、実際に育児休業取得目的で保育所利用の申請をしているものがある場合には、制度自体に混乱を生じさせることから、区市町村と連携し、利用者に適切な申請を促す等制度の円滑な運用に努められたい。</p>	<p>利用調整業務を担っている区市町村が、より円滑に利用調整業務を実施できるように支援するため、区市町村の要望も踏まえながら、(1)保育所に入所できない場合等の延長条件の徹底、(2)現行の育児休業給付率の引き上げ、(3)育休を取得させない企業に対する企業名の公表や罰則など、育児休業制度全般の見直しについて、育児休業法や育児休業給付金等の制度を所管する国に対して、毎年、提案要求を行っており(最近は令和2年11月)、引き続き要求していく。</p> <p>一方、国も平成31年2月、事務連絡「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」を发出し、利用調整を行う際の工夫などを示した。</p> <p>都は、この事務連絡を区市町村に周知するとともに、令和元年度第三回待機児童対策協議会(令和2年1月開催)において、待機児童となった児童の実態把握について意見交換を行った。さらに令和2年度第一回待機児童対策協議会(令和2年8月開催)では、令和2年7月に行った、区市町村における育児休業中の保護者の復職意向の把握方法についての事前調査結果を共有しており、引き続き、区市町村の状況を把握するとともに、必要に応じ、意見交換を行っていく。</p>	改善済
意見	1-10(106)	病児保育に関する都の目標数値の再検討の実施について	<p>都では、平成31年度末に、都内に病児保育施設160か所を設置するとの目標を掲げている。しかしながら、施設ごとに定員数は異なり、都の施設数の目標が達成されることで利用者のニーズがどれだけ満たされるのかわからない点で、評価指標としては十分とは言えない。</p> <p>また、都では、この目標を達成することにより実現できる病児保育事業のゴールを明確にしておらず、目標を病児保育施設の定員数としたとしても、それが目標として十分であるか否かは検証できない。</p> <p>福祉保健局には、事業実施主体である区市町村を通じてニーズを把握し、目標を設定するなど、待機児童問題同様、都民のニーズを適切に把握の上、目標設定された。また、これを踏まえて、都として病児保育事業の向かうべき方向性を明確にされたい。</p>	<p>都としての病児保育事業の方向性を明確にするため、以下のとおり、病児保育事業の量の見込み(ニーズ)及び確保方策について調査を実施し、有識者や区市町村等からの意見や調査結果を踏まえ、東京都「子育て支援総合計画(第2期)」において、病児保育事業の事業目標等を設定し、都として病児保育事業の拡充に向けて取り組んでいく方針を明確化した。</p> <p>1 区市町村への調査 令和元年8月、各区区市町村の令和2年度から令和6年度における、病児保育事業の量の見込み(ニーズ)及び確保方策(病児保育事業の延べ人数、施設数)について調査を実施した。</p> <p>2 東京都「子育て支援総合計画(第2期)」の策定 東京都「子育て会議」における有識者や区市町村等からの意見を踏まえた上で、令和2年3月に、「東京都「子育て支援総合計画(第2期)」」を策定した。当該計画の「保育サービスの充実」の目標において、「特に配慮を要する子供が増加する中、病児保育等、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していく」ことを定めている。</p> <p>また、区市町村への調査結果を踏まえ、当該計画において、病児保育事業について、以下のとおり、事業目標を設定した。 ・事業目標(令和6年度) 187か所、定員951人</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-11(107)	病児保育事業に対する都の主体的な支援策の実施について	<p>病児保育事業は区市町村が実施主体であり、都はこれを支援する立場にあるとの姿勢ではあるが、新しい取組を紹介したり、都内の他の地域にも取組を広めたりする場合には、都が主導的な役割を果たすことで事業の促進が図られると考えられるものもある。例えば、病児保育人材の育成や非施設型の病児保育事業などは、都の支援が区市町村の事業促進に有効であると考えられる。しかし、人材確保については取り組んでいるものの、非施設型保育事業については、現時点では福祉保健局は、特に方針や目標は有していない。</p> <p>福祉保健局には、病児保育の必要性の高さを踏まえ、安心して子育てができる都市となるよう、区市町村を支援するのみではなく、都が支援することで病児保育の充実が図られると考えられる施策については、積極的に都としての方針を打ち出し、各自体に働きかける努力をされたい。</p>	<p>1 他道府県の調査 令和元年11月、他道府県の非施設型の病児保育事業の実施状況について、調査を実施したところ、5日主体において10か所実施していたが、非施設型の事業促進に向けた取組に関しては、参考となる情報は得られなかった。</p> <p>2 区市町村への調査等 令和元年8月、各区区市町村の令和2年度から令和6年度における、病児保育事業の量の見込み(ニーズ)及び確保方策(病児保育事業の延べ人数、施設数)について調査を実施した。</p> <p>また、東京都「子育て会議」における有識者や区市町村等からの意見を踏まえた上で、令和2年3月に、「東京都「子育て支援総合計画(第2期)」」を策定した。当該計画では事業目標(令和6年度:187か所、定員951人)を設定するとともに、「保育サービスの充実」の目標において、「特に配慮を要する子供が増加する中、病児保育等、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していく」ことを定め、都として病児保育事業の拡充に向けて取り組んでいく方針を明確化した。</p> <p>3 病児保育事業の支援 病児保育事業は、前日には予約が埋まっている、当日キャンセルが多く発生し、稼働率が低くなった、利用したい方が利用できないという課題があった。そのため、都は、病児保育事業の稼働率向上や利用者の利便性を高めるため、令和元年4月に、「予約受付・管理システム構築事業」を創設した。また、区市町村の事業実施を促すため、6月の説明会や7月の課長会において事業説明を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、病児保育事業の利用者が大幅に減少していることから、子ども・子育て支援交付金が減額とならないよう、令和2年3月以降の交付金について、救済措置を講じている。</p>	改善済
意見	1-12(108)	保育事故の集計、分析、改善について	<p>平成27年度以降、都における死亡事故以外の重大事故は増加傾向にあるが、要因を分析することで、重大事故を防止する方法、それに関する施策を検討することが可能と考えられる。</p> <p>現在、国と保育事業の実施主体である区市町村は、保育施設における重大事故について把握し、国はこれをまとめ、防止する方法を検討している。</p> <p>福祉保健局は、再発防止のために、国がまとめた重大事故の内容や防止方法について、都内の保育施設に対し、周知徹底されたい。</p>	<p>国の通知等について、速やかに区市町村に周知を行っており、具体的には、令和2年4月に国から情報提供のあった「保育所等における事故防止対策の実施状況等に対する調査研究」について、区市町村に管内保育所等にも周知するよう依頼した。さらに、都が検証を行った「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後検証委員会報告書」について、区市町村を通じ、管内全保育所に周知するよう通知(令和2年3月)したほか、令和2年9月に発生した食事の提供時における事故を受け、区市町村を連じ、保育所等に独自に事故防止の注意喚起を行った。</p> <p>また、令和2年1月に開催した令和元年度第三回待機児童対策協議会において、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するための取組について区市町村と意見交換を行った。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	1-2 (126)	児童福祉司の児童福祉法施行令の配置基準に対する不足について	児童相談所に配置する児童福祉司については、児童福祉法施行令に具体的な配置基準が定められており、これを基準として都道府県は児童福祉司数を定めることとされている。 平成29年度の都の児童福祉司は、国の配置基準では276人配置する必要があるところ、実際の配置は250人であり、国の基準に対して不足している。 平成31年度には基準が厳しくなり、児童福祉司の必要数はさらに多くなる見込みである。 福祉保健局は、児童福祉司について、できるだけ早く配置基準を満たす配置数となるよう対策を講じられた。	児童福祉司の配置基準を満たすよう、以下のとおり増員を図っている。 ・児童福祉司の定数について、平成28年度は18名、平成29年度は23名、平成30年度は36名（緊急対策による増員13名を含む）、令和元年度は29名、令和2年度は35名増員し、計350名とした。 令和2年4月の福祉職の採用実績は、キャリア活用、I類Bで各23名の採用予定に対し、業務説明会等の採用活動を充実させるなどの取組を行い、キャリア活用で17名（前年比2名増）、I類Bで21名（前年比4名増）の採用に結び付けた。 令和3年4月の福祉職の採用予定定数は、キャリア活用が39名（前年比16名増）、I類Bが20名（前年比3名減）となっており、採用に当たっては、新たにPR動画を作成するなど採用活動を一層充実させ、引き続き試験（選考）申込者の確保を図っていく。 ・これまでも退職動向に応じた人員確保については確実に実施してきたところであるが、今後も、国の配置基準、人材の質的・量的確保、計画的な配置・育成、特別区における児童相談所の設置の状況等を考慮し、できる限り早期に配置基準を満たすよう、増員を図っていく。	改善中
指摘	1-3 (128)	児童心理司の配置数の不足について	児童心理司は、「児童相談所運営指針」において、児童福祉司2人に対して1人以上配置するとされている。平成29年度の都の児童心理司の配置必要数は129人であるが、実際の配置は104人であり、必要数に対して不足している。 なお、都の児童相談所においては、算定基準となっている児童福祉司が、その配置必要数を満たしていない状況であり、これを加味すると、児童心理司はさらに不足状態といえる。 福祉保健局は、児童心理司について、できるだけ早く配置基準を満たす配置数となるよう対策を講じられた。	児童心理司の配置基準を満たすよう、以下のとおり増員を図っている。 ・児童心理司の定数について、平成28年度は13名、平成29年度は13名、平成30年度は13名（緊急対策による増員6名を含む）、令和元年度は18名、令和2年度は23名増員し、計164名とした。 令和2年4月の心理職の採用実績は、キャリア活用11名、I類B17名の採用予定に対し、業務説明会等の採用活動を充実させるなどの取組を行い、キャリア活用で9名（前年比1名減）、I類Bで19名（前年比10名増）の採用に結び付けた。 令和3年4月の心理職の採用予定定数は、キャリア活用が17名（前年比6名増）、I類Bが15名（前年比2名減）となっており、採用に当たっては、業務説明会等の採用活動を一層充実させ、引き続き試験（選考）申込者の確保を図っていく。 ・これまでも退職動向に応じた人員確保については確実に実施してきたところであるが、今後も、国の配置基準、人材の質的・量的確保、計画的な配置・育成、特別区における児童相談所の設置の状況等を考慮し、できる限り早期に配置基準を満たすよう、増員を図っていく。	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (133)	児童福祉司及び児童心理司の人員計画の策定について	都内の児童福祉司の1人当たり相談件数の現状に鑑みれば、児童福祉司の大幅な増員が求められるが、児童福祉司や児童心理司は、専門性を必要とするため、専門性のある職員を育成するために、一度に大幅な増員を行うことはできない。 しかしながら、福祉保健局は長期的な人員計画を策定していない。 福祉保健局は、児童福祉司及び児童心理司の不足補充と今後の必要数増加に備えた人員計画を策定し、継続的に受入可能な範囲の定員増を図るとともに、職員の育成計画についても検討されたい。 なお、福祉保健局は、特別区における児童相談所の設置の状況を把握し、人員計画策定の際に可能な限り考慮されたい。	児童福祉司及び児童心理司の配置基準を満たすよう、児童福祉司及び児童心理司の増員を図っている。 また、計画的な人材確保・育成を行うため、児童福祉司を含めた福祉職の人材育成方針を策定しており、同方針や研修計画等に基づき人材育成にも取り組んでいる。 ・令和2年度は児童福祉司の定数を35名、児童心理司の定数を23名増員した。 令和2年4月の採用実績は、業務説明会等の採用活動を充実させるなどの取組を行い、福祉職が採用予定定数46名に対し38名（前年比2名増）、心理職が採用予定定数28名に対し28名（前年比9名増）の採用に結び付けた。 令和3年4月の福祉職の採用予定定数は59名（前年比13名増）、心理職の採用予定定数は32名（前年比4名増）となっており、採用に当たっては、業務説明会等の採用活動を一層充実させ、引き続き試験（選考）申込者確保を図っていく。 ・これまでも退職動向に応じた人員確保については確実に実施してきたところであるが、今後も、国の配置基準、人材の質的・量的確保、計画的な配置・育成、特別区における児童相談所の設置の状況等を考慮し、人材確保に取り組んでいく。 ・児童福祉司を含む福祉職については、新規採用職員の配置方針、ジョブローテーション、OJT・研修に関する人材育成方針に基づき配置管理を行っている。 児童心理司は、心理職の中心的な配属先となっており、心理職としての人材育成を踏まえた配置管理を行っている。 さらに、児童相談センターでは、経験年数、職種、役割に応じた職員の専門性向上を図ることを目的として、毎年度研修計画を策定するなど、児童福祉司及び児童心理司を含む児童相談所職員全体の計画的・一体的な人材育成に取り組んでいる。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-14 (138)	一時保護所の児童定員の超過について	<p>一時保護所の児童定員については、「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準」により児童一人当たり面積や居室定員が定められており、この基準に基づき各一時保護所の児童定員は定められている。都の児童相談所に付設されている一時保護所では、保護児童の定員超過が常態化している状況である。</p> <p>児童の一時保護需要は増加傾向にあり、定員超過が常態化している状況においては、現状の保護人員数を上回る可能性がある。また、「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準」は、平成28年に改正されているが、新基準で児童定員を算定すると、現在設定されている児童定員は少なくとも考えられる。</p> <p>一時保護所によって、児童の安心、安全を確保するという趣旨からも、少なくとも保護後の生活、住環境に関しては、最小限のストレスにとどめられるように準備すべきであり、そのためには十分なスペースの確保が求められると考える。</p> <p>したがって、福祉保健局は、保護人数に即した一時保護所の整備を行う必要があるが、施設の整備には限界もあることから、その対策について速やかに検討を行われない。</p>	<p>虐待相談対応件数の増加に伴う一時保護需要の増加に適切に対応するため、都はこれまで、一時保護所の定員拡大を図っている。</p> <p>令和元年度は、足立児童相談所の一時保護所の定員を8名(24名→32名)、八王子児童相談所の定員を16名(24名→40名)増員し、総定員を237名に拡大した。</p> <p>令和3年度は、児童相談センター2階に一時保護所を開設し、定員を16名とする。また、新宿区から併り上げた施設を都の一時保護所として開設し、定員を12名とすることから、総定員を265名に拡大する。</p> <p>児童相談センター2階の一時保護所は、全室個室を採用し、児童が作業場に対して最小限のストレスにとどめられるよう、スペースを確保していく。</p> <p>令和3年度から工事を開始し、令和5年度より開所する足立児童相談所(一時保護所)についても、全室個室を採用予定である。</p> <p>また、一時保護所の人員配置についても、国基準より手厚く配置するとともに、看護師、心理職、学習指導員、保護クランクなどを配置し、子供一人ひとりの状況に応じた適切な援助を行っている。</p> <p>一時保護所職員を、令和元年度は16名、令和2年度は9名増員し、夜間の見守り体制を厚くするとともに、常勤の心理職を3所に配属し、一時保護児童の心理ケアの充実を図るなど、24時間365日、児童を見守る体制を強化した。</p> <p>加えて、令和元年10月から令和2年1月にかけて、部課長を構成メンバーとした一時保護所支援改善検討会を全8回開催した。</p> <p>第三者委員からの意見、国の一時保護ガイドラインや子ども家庭局長通知とともに、これまで現場が築いてきた援助技術、創意工夫も踏まえながら、8項目の改善案をまとめ、報告書を作成した。</p> <p>令和2年度からは、子供・子育て施策推進担当部長等を構成メンバーに加えた一時保護所支援改善検討会を開催し、上記8項目の取組や方向性の確認を行い、一時保護所の改革に取り組んでいる。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-15 (142)	長期間保護児童への対応について	<p>都の一時保護所の平均保護日数は長期化の傾向が続いている。一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、都の一時保護所では2か月を超える長期の一時保護も多数生じている。</p> <p>一時保護所の性質上、長期生活を前提とした設備ではなく、児童の生活に制限が伴うことに加えて、児童の健康面も考慮すれば、2か月を超える長期の一時保護は望ましくない。</p> <p>したがって、福祉保健局は、2か月を超える長期の一時保護をできるだけ減らすために、児童福祉司の業務の分散化や効率化により、退所手続に要する時間を短縮化する方法や、里親など児童養護施設以外の退所児童の受け入れの拡大を検討されたい。</p>	<p>都では、児童相談所の体制強化を図るため、令和2年度、児童福祉司を35名、児童心理司を23名増員した。</p> <p>現在、全ての児童相談所において、定期的に一時保護進行管理会議を開催し、子供の一時保護の期間や見直しについて、組織的に把握し、適切に進行管理している。また、児童福祉司(平成28年度から)や一時保護所(平成29年度から)職員の業務を補助する非常勤職員を増員している。</p> <p>また、児童相談に係る情報を迅速・確実と共有するためのテレビ会議システムについて、令和2年度は、全ての児童相談所と練馬区に加え、大田区、青極市の子供家庭支援センターにも設備箇所を拡大するとともに、試行期間を令和3年度まで延長し、効果検証を行うこととしている。</p> <p>平成30年度、都と区市町村との間の「東京ルール」を改正し、区市町村での児童相談や子育て支援により対応すべき事案については、児童相談所から子供家庭支援センターへの「送致」を可能とした。なお、改正後の「東京ルール」を令和元年10月から施行している。</p> <p>加えて、都では、国の一時保護ガイドラインに基づき、令和2年3月、「東京都一時保護要領」を策定したほか、令和2年3月に「東京都社会的養育推進計画」を策定し、一時保護児童への支援体制の強化として、施設や養育家庭への一時保護委託の積極的な活用を図るため、一時保護委託に関するガイドライン作成の検討を行うこととしており、令和2年度中に作成予定である。</p>	改善中